

規制改革会議における官業改革への取組について

平成 19 年 6 月 28 日
内閣府 規制改革推進室

規制改革会議（平成 19 年 1 月～）においては、前身の規制改革・民間開放推進会議（平成 16 年 4 月～19 年 1 月）における官業改革の取組を継承するとともに、更なる改革を推し進めるべく、独立行政法人の業務見直し・民間開放を中心に検討を行なっている。

1. 前身会議における取組

規制改革・民間開放推進会議においては、独立行政法人の業務を含む官業の民間開放を重点検討課題と位置付け検討が行なわれた。具体的には、市場化テスト（官民等競争入札制度）の導入を中心とする分野横断的アプローチ及び個別官業について一つ一つ検討を行う個別具体的アプローチにより、官業の民間開放を推進すべく取組がなされた。

この結果、市場化テストについては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）が成立し、同法が平成 18 年 7 月に施行されるに至った。また、個別官業については、以下の取組がなされた。

（1）基本的考え方

独立行政法人の業務を含む官業の民間開放については、次の基本的考え方に基づき検討が行なわれた。

- （ア）「民間でできるものは官は行わない」ことを基本とする。
- （イ）官が何らかの関与をする必要があると認められる事務・事業であっても、その実施を官に任せるのではなく、サービスの質の維持その他必要な要件を定めること等によって、極力民間に行わせる。
- （ウ）官が事務・事業の実施を担うことの妥当性については、官自らがその立証責任を負う。
- （エ）官業が既に民間に開放されている場合、又は新たに民間開放することになった場合であっても、官との間に特殊な関係を有する外郭団体が肥大化する等、実の上がらない、形だけの民間開放にはしない。また、民間による独占や業界団体等による、いわゆる「民規制」を排除し、公正な競争環境を確保する。

(2) 具体的取組

(ア) 第1次答申(平成16年12月)

平成16年度においては、政策の企画立案業務を除く国の事務・事業を広く民間開放すべきとの観点から、民間開放の対象となり得る官業を網羅的に抽出することを目的として、各府省への調査を実施し、その結果、812項目の回答を得た。この中から81項目の事務・事業を洗い出し、検討を行った結果、給付、徴収業務、公的施設等の整備・管理・運営、統計・調査等、検査・登録、資格試験等の4分野36項目について提言がなされた。

(イ) 第2次答申(平成17年12月)

平成17年度においては、更に幅広く官業の民間開放を進めるべきとの観点から、検討対象となり得る官業の対象を拡げ、国が直接実施する事務・事業、独立行政法人、特別の法律により設立される民間法人(特殊法人、認可法人)、公益法人(指定法人等)、地方公共団体の事務・事業の5つの主体別にその事務・事業の民間開放について検討が行なわれた。その結果、39項目について提言がなされた。

(ウ) 第3次答申(平成18年12月)

平成18年度においては、巨額の資産を抱えるいくつかの独立行政法人を取り上げ、民業圧迫等の観点から当該法人の業務の必要性について精査するとともに、その資産・債務の圧縮について検討が行なわれた。また、平成16、17年度において検討を行った検査・登録、研究・研修及び施設の管理・運営等の業務を行なう独立行政法人についても、措置事項のフォローアップと更なる民間開放について検討が行なわれた。その結果、10項目について提言がなされた。

[別紙1参照]

2. 規制改革会議における取組

(1) 基本的問題意識

上記1.(1)の基本的考え方に加えて、次の問題意識から独立行政法人等の業務の廃止・縮小、民間開放を検討している。

- (ア) 国民生活や産業活動へ与える影響の大きさにかんがみ、主として資産、予算等の大規模な独立行政法人を検討対象とする。
- (イ) 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)や規制改革・民間開放推進会議等の既往の答申において掲げられた事項について、達成状況の厳密な検証が必要である。

(ウ) 独立行政法人単体を対象とするのではなく、その関係会社等も含めた全体をとらえ、それら業務の民間開放等について検討が必要である。

(2) 具体的取組

本年5月に取りまとめられた第1次答申においては、資産規模の大きい法人として、都市再生機構及び緑資源機構を、また、民間ビジネスと関わりの深い法人として、日本貿易振興機構を取り上げ、その業務の廃止・縮小、民間開放について検討が行なわれた。都市再生機構については、関係法人についても併せて取り上げ、両者の間で適切な取引が行われているかについても検討がなされた。

また、規制改革・民間開放推進会議において調査審議を行った官業の民間開放に関する事項のうち、公的施設等の整備・管理・運営に関するフォローアップとして、船員保険保養所、政府管掌健康保険保養所、京都年金基金センター及び雇用促進住宅の廃止・売却の状況を検証し、更なる廃止・縮小、民間開放について検討がなされた。

[別紙2参照]

(3) 今後の取組

(ア) 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、次のとおり取組を行なうこととされている。

(3) 「規制の集中改革プログラム」の策定・実行

消費者の潜在ニーズを満たし、生産性を向上させるための「規制の集中改革プログラム」のうち、「成長力加速プログラム」で示した9分野について、以下のような取組を進める。これ以外の事項についても更なる検討を進め、遅くとも平成19年中に一定の結論を得る。

～ (略) ～

官の事務・事業の見直し、民間開放
独立行政法人改革と歩調を合わせ、規模の大きな独立行政法人等を順次、個別に取り上げ、事務・事業の見直し、民間開放を推進する。

(イ) 今後、資産、予算の大規模な独立行政法人等を引き続き検討対象とするとともに、これまで規制改革において重点的に取り組んできた農業、医療分野等について独立行政法人の業務の在り方も含め検討していく方向。

(別紙1) 規制改革・民間開放推進会議における官業改革

第1次答申 (H16.12)	第2次答申 (H17.12)	第3次答申 (H18.12)
<p>1 各分類における民間開放に向けた取組</p> <p>(1) 給付、徴収業務 ハローワーク関連業務 社会保険関連業務 地方税の徴収 貿易保険業務 若年退職給付</p> <p>(2) 公的施設等の整備・管理・運営 宿泊施設等 ア 保養所等 (ア) 森林管理局保養所 (イ) 船員保険保養所 (ウ) 政府管掌健康保険保養所 (エ) 厚生年金基金センター イ 青少年、女性教育関連施設 (ア) 国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センター (イ) 国立女性教育会館 ウ 庁舎、宿舍等 (ア) 庁舎・宿舍 (イ) 防衛施設(広報施設、倉庫、整備工場等) エ 行刑施設</p> <p>(3) 統計・調査等 統計業務 酒類の研究 競売 日本人船員の育成 救急業務 航空管制業務 事故処理関係事務 バックオフィス</p> <p>(4) 検査・登録、資格試験等 検査・登録 ア 自動車関連登録 (ア) 自動車保管場所証明手続 (イ) 自動車登録 イ 登記・公証 (ア) 登記事務 (イ) 公証事務 (ウ) 工業所有権登録 ウ 農業関連登録 (ア) 品種登録 (イ) 農薬の登録、肥料の銘柄登録 (ウ) 農機具の検査 エ 自動車道の検査 検疫 ア 検疫 イ 動植物検疫 資格試験 ア 運転免許試験 イ 砂利採取業務主任者試験、採石業務管理者試験</p> <p>2 国有財産の民間利用の推進</p>	<p>国が直接実施する事務・事業 ア 放置駐車違反車両の移動・保管、パークキング・メーター等の保守管理 イ 自衛隊地方連絡部が実施する援護業務等 ウ 国家公務員試験の運営管理 エ 民間給与水準の調査業務 オ 社会保険料のクレジットカード決済 カ 国税のクレジットカード決済</p> <p>独立行政法人 ア 雇用・能力開発機構 イ 工業所有権情報・研修館 ウ 中小企業基盤整備機構 エ 国立美術館 オ 国立博物館、独立行政法人文化財研究所 カ 科学技術振興機構 キ 日本学生支援機構 ク 家畜改良センター ケ 林木育種センター コ 農林水産消費技術センター サ 自動車検査 シ 航海訓練所 ス 空港周辺整備機構 セ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>特別の法律により設立される民間法人(特殊法人、認可法人) ア 高圧ガス保安協会 イ 危険物保安技術協会 ウ 日本消防検定協会 エ 社会保険診療報酬支払基金 オ 日本電気計器検定所 カ 軽自動車検査協会 キ 日本小型船舶検査機構 ク 東京中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社 ケ 自動車安全運転センター コ 中央職業能力開発協会 サ 中央労働災害防止協会</p> <p>公益法人(指定法人等) ア (財)空港環境整備協会 イ (財)21世紀職業財団 ウ (財)介護労働安定センター エ (社)発明協会 オ (社)日本ボイラ協会</p> <p>地方公共団体の事務・事業 ア 指定管理者の選定プロセス イ 市区町村の窓口業務 ウ 公金の徴収・収納</p>	<p>資産・債務の圧縮等 ア 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 イ 都市再生機構</p> <p>検査・登録等 ア 自動車検査 イ 農薬検査所 ウ 肥飼料検査所 エ 種苗管理センター</p> <p>研究・研修等 ア 労働政策研究・研修機構 イ 酒類総合研究所 ウ 日本学生支援機構</p> <p>施設の運営・管理等 ア 日本万国博覧会記念機構</p>

(別紙2) 規制改革会議における官業改革

第1次答申 (H19.5)

(1) 独立行政法人等公法人の業務の廃止・縮小、民間開放

独立行政法人都市再生機構

ア 関連会社等の整理合理化の推進【平成20年度までに結論、結論を得次第措置】

機構においては、地方公共団体などの他の株主の同意を得つつ、平成13年度末で58社あった特定関連会社及び関連会社を18年度末までに28社に再編整理したところである。その内訳は清算が1社、株式売却による自立化が8社、残り21社は合併となっている。特定関連会社及び関連会社数は半減するなど一定の成果が見られるが、今後の関連会社等の整理合理化は、整理合理化の効果に着目し、関連指標を見据えつつ、経営が安定し、出資目的が達成されたものについては、株式売却等に努めるよう、出資者である地方公共団体等との協議を進めるべきである。

イ 関連会社等の実施する業務の抜本的見直し【平成20年度までに結論、結論を得次第措置】

機構は年間3,142億円(17年度実績)の工事、管理業務等を外部に発注しており、そのうち約630億円(同)が関連会社等に対する随意契約である。機構の関連会社等においては、累次の閣議決定等に基づき、民間と競合する大・中規模補修工事や、実施設計、測量業務など民間に委ね得る業務から撤退するなど、段階的に一般の民間企業が実施可能な業務から撤退してきたところである。現在、機構の関連会社等は機構の競争入札には参加せず、機構の本体業務に密接に関連する業務について、機構との随意契約に基づき受注している。

関連会社等の業務は、機構が本来自ら行う業務を代行するものと、大規模賃貸住宅の管理に係る民間事業者のノウハウの蓄積が必ずしも十分でないために関連会社等が行っているもの等がある。これら業務に関しては、本体業務との関連性、一体性を考慮しつつ、後者に区分されるものについては、現在の居住者サービスの質を下げないこと等を前提とし、コストの削減が可能かどうかを比較検証した上で、一定の仕様を定めて、競争性のある入札方式により外部に発注する方策の導入について検討すべきである。

ウ 関連会社等以外への外部発注業務の競争化の推進【平成20年度までに結論、結論を得次第措置】

機構は年間3,142億円(17年度実績)の工事、管理業務等を外部に発注しており、そのうち約4割(同:1,258億円)が随意契約によるものである。関連会社等と随意契約で行っている業務の取扱いに関してはイで示したとおりであるが、これ以外の者との随意契約についても、競争化を推進することによりコストの削減が可能となると考えられる。

このため、関連会社等以外への競争性のない随意契約についても、可能な限り、一般競争入札等(競争入札・企画競争等)に移行すべきである。

独立行政法人緑資源機構【平成19年度結論、以降速やかに措置】

水源林造成事業については、どのような基準で新規事業採択がなされているか不透明であるとの指摘があることから、事業の透明性を高めるとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、その事業目的を明らかとしつつ、厳密な費用便益分析に基づく定量的な採択基準により新規事業採択を行うとともに、これを国民に分かりやすい形で明らかにすべきである。

また、緑資源幹線林道事業については、談合など入札等に関して公正取引委員会の調査が行われている。これについて、業務適正化を図る観点から、今後、不適正な事例が二度と発生することのないよう、研修等を通じた関係職員に対する法令遵守を徹底するとともに、現在の管理態勢を抜本的に見直し、チェック機能の強化等再発防止に向け、内部管理態勢の強化を図るべきである。

さらに、緑資源幹線林道事業及び農用地総合整備事業については、今後、新規採択は行わず、既着工路線・地区についても費用便益分析を実施して、費用便益比の低い路線・地区の工事の中止等必要に応じて事業規模・規格の見直し・縮小を行い、緑資源幹線林道事業は現在の着工路線の工事が終了した段階で、農用地総合整備事業は既着工地区が終了した段階で、事業の廃止を決定すべきである。

独立行政法人日本貿易振興機構【平成19年度結論、以降速やかに措置】

日本貿易振興機構が行う事業について、各事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果の定量的分析を行うなど、明確な指標に基づく事業実績の評価を実施し、特に対日投資支援事業については、投資効率の向上に努めるとともに、国際ビジネス支援事業については、更に具体的な受益者負担の基準の設定を行い、より適正な受益者負担を積極的に求めるべきである。

また、個々の事業の必要性等につき十分検討しつつ、人件費改革等の経費縮減に向けた取組、自己収入拡大、事業の廃止・外部化、随意契約の見直し等の取組を通じて、極力、運営費交付金等の国費を削減する等業務運営の効率化を推進すべきである。

(2) 既往の会議等の官業改革のフォローアップ

船員保険保養所【平成19年度結論、平成20年度以降実施】

船員保険保養所については、平成17年度末までにその数を平成13年度の半数とするとの合理化計画に基づき、27施設のうち約半数の13施設が既に廃止されたが、残り14施設についても、そのほとんどで採算がとれない状況にある。施設運営の厳しい状況にかんがみ、「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、平成18年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定するととの閣議決定がなされているところであるが、新たな合理化計画については、船員保険

第1次答申 (H19.5)

法の抜本改正に伴い、未だ策定されない状況にある。

したがって、船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成19年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うよう努めるべきである。

政府管掌健康保険保養所

政府管掌健康保険保養所については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、厚生労働省にて、平成16年度中に整理合理化計画を策定し、平成17年度に設置予定の独立行政法人へ当該施設を現物出資し、5年を目処にそれらを民間等に売却することとなっているが、利用料で運営経費をまかなえない施設も多いことから、整理合理化計画を前倒しで実施するとともに、運営収支の改善がみられない施設は、速やかに廃止・売却することとされている。

これを受けて、平成17年10月に「年金・健康保険福祉施設(病院を除く)に係る整理合理化計画」(平成17年3月31日)に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が設立され、現在、同機構が、現物出資された施設について、一般競争入札による民間等への売却を進めているところであり、平成22年9月末までにすべての施設を譲渡・廃止することとなっている。

ア 施設売却業務の委託【平成19年度結論、平成20年度措置】

機構の施設の譲渡・廃止を真に効率的かつ効果的に行うためには、如何なる業務を機構内部で行い如何なる業務を外部に委託することが望ましいのかについて検討・整理し、外部委託を行うことが合理的とされた業務についてそれを実施すべきである。

また、現行の施設売却業務は、媒介業務と入札の補助業務を一体とした委託により行われており、当該業務の入札は、公募プロポーザル方式により選定された宅地建物取引業者に限定された指名競争入札により実施されている。本来、媒介業務とは売主にとって最適な購入者を探し出す労力等の提供を意味するものである。加えて、施設売却を最も効率的かつ効果的に行うためには、宅地建物取引業者のみに止まらず他の専門業者の知見を活用することが極めて有効と考えられ、そのためには、当該業務を適切な単位に区分し入札を実施するなどの方法も考えられる。

したがって、施設の譲渡・廃止業務の一部を外部委託することが合理的と判断される場合にあっては、宅地建物取引業者以外の他の専門業者を含めた民間事業者の知見が最も効果的に発揮できるよう、委託業務を適切に区分し、入札参加者を宅地建物取引業者に限ることなく、他の専門業者にも広く開放し具体的に多数の他分野事業者の参入を確保するかたちで機構業務の円滑な実施に資するよう質の確保に十分留意しつつ一般競争入札を実施すべきである。

イ 最低売却価格の取扱【平成19年度措置】

機構が施設を売却するに当たっては、売却価格を最大化することで健康保険財政に対する損失を最小化することが求められており、その入札手続きは、透明で公正かつ効率的で効果的な方法により行われる必要がある。

現在、機構は、施設の入札において、当該施設の売却予定価格を下回った場合には入札は無効としており、また、その予定価格については非公表としている。ただし、時価3億円以下の物件や不落物件等については、入札前の最低売却価格の公表を可能としているところである。他方、裁判所における不動産の競売や財務省における相続税物納財産の公売については、大量の物件について最低売却価格(売却基準価額・買受可能価額、見積価額)を設定し、それらをすべて公表している。したがって、機構は、物件の最低売却価格や参照価格を設定した場合には、これを開示すべきである。

ウ 施設購入者からの媒介手数料の徴収【平成19年度措置】

これまで施設売却業務の委託業者が、施設の購入者から媒介手数料を徴収することに関し機構は関与しないとの立場をとってきたが、機構は、本年度より委託業者をして機構業務に専念させるため、購入者からの手数料収受を禁じる措置を採用している。宅地建物取引の媒介手数料は、購入者への物件の紹介や契約に必要な情報の提供といった媒介業者が購入者に対し提供する労力への対価として、支払いがなされるものであるが、機構の施設売却に当たって機構の委託業者が媒介手数料を購入者から収受していた場合には、これが委託契約に照らし適切に行われたか検証されるべきである。したがって、機構は、これまでに委託業者が徴収した媒介手数料の実態を調査し、その結果を踏まえ、契約の解除等を含む適切な措置を講じるべきである。

京都年金基金センター【平成19年度以降逐次実施】

京都年金基金センター(「らんざん」)は、企業年金制度の加入員及び受給者のための研修・保養等を目的とした施設である。

平成17年度の運営状況は、約2500万円の赤字であり、宿泊室稼働率も60%となっているが、経営改善の一環として、平成17年度から運営を民間に全面委託し、会員以外の利用を積極的に行うなど、平成18年度も継続して独立採算達成に向け徹底した経営努力に取り組んだことにより、平成18年度における運営状況(見込み)は約500万円の黒字となり、宿泊室稼働率も73.6%と向上している。

したがって、独立採算による運営を継続させるための経営努力を引き続き行うとともに、仮に、今後、赤字基調に復帰した場合には、会員のニーズを考慮しつつ、施設の売却を含めた抜本的な運営方法等の見直しを行うべきである。

第1次答申 (H19.5)

雇用促進住宅【平成19年度以降縮小、遅くとも平成33年度までに廃止】

雇用・能力開発機構が管理する雇用促進住宅については、前身の規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日)において、その業務の見直しに関する提言がなされた。すなわち、事業廃止までに30年かけるという従来の考え方を撤回すること、老朽化又は陳腐化している住宅を譲渡・廃止する際、従来の地方公共団体への譲渡する方法以外の新たな方法を検討すること、築年次の新しい住宅については、速やかに総収益を最大化するよう土地・建物全体を一体として、又は個別住居ごとに民間等に一般競争入札等による売却を検討すること、等であり、これらについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画」に盛り込まれ閣議決定がなされている。

これを受けて、機構においては、住宅の譲渡・廃止については、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、譲渡・廃止までの年限及び売却方策について検討を行い、平成33年度までに譲渡・廃止を完了すること、住宅の売却方法の一つとして、更地にして民間等に一般競争入札により売却する方法を加えること、不動産鑑定により住宅の資産価値を評価し、建物を継続して使用した方が評価額が高い場合は、建物を取り壊さず、土地・建物一体で一般競争入札により民間等に売却すること、等を決定したとのことである。

このように雇用促進住宅については、早期の廃止が決定されていることから、これを着実かつ円滑に推進するため、機構は、民間事業者の知見・ノウハウを活用し住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、住宅の売却を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての処理を完了すべきである。

また、明け渡し請求に関する期限、立退き料等について、元々政策的に格安な対価によって特定の資格者に対してのみ受益を与えてきた措置であったことを踏まえて、民間同士の借家法適用住宅における立退き料等とは異なり、土地収用法の基準(「公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)」)を踏まえ、特別な追加的受益を入居者に得させることのない基準を設定し、これに沿った早期の移転を進めるべきである。